

幼児教育・保育無償化について（お知らせ）令和元年 10月～

幼児教育・保育無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから消費税引き上げ時の本年10月からの実施が決定されました。

これにより、現行の宿毛市独自の保育料等の軽減について再度検討を行い、以下の通り10月より実施する予定となりますので、お知らせします。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

1. 保育料について

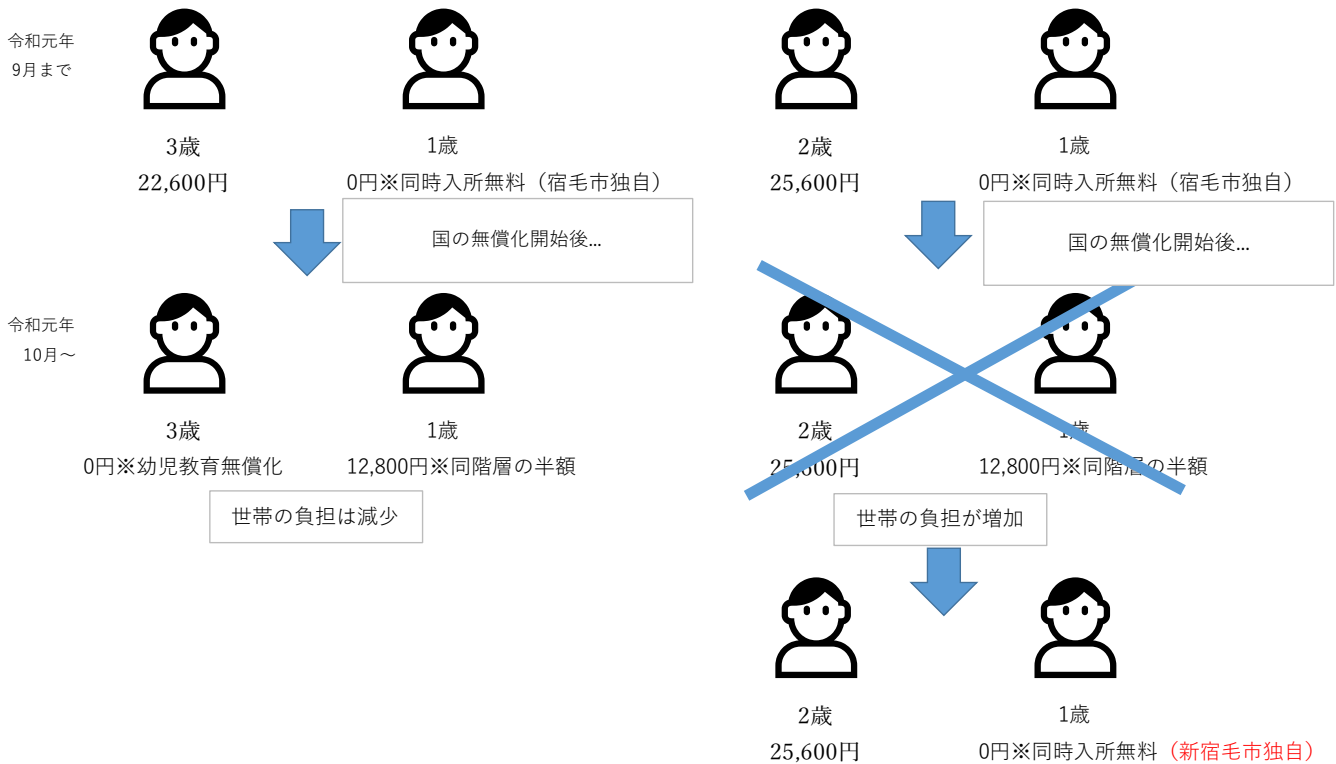
今回の無償化により国の制度では…（令和元年10月～）

宿毛市内にある公立・私立・認定こども園全ての

- 3歳から5歳の全ての子ども
- 0歳から2歳の子どものうち、住民税非課税世帯

保育料無料

上記に伴い、現行の宿毛市独自の同時入所第2子無償化制度は廃止し、今回の無償化によりご家庭の負担が増えることのないよう、無償化の対象から外れる**0～2歳に兄弟姉妹がいる場合、第2子の保育料を無償とする制度を新たに創設**します。



※保育料の切り替え時期は、今までどおり9月となりますので、ご注意ください。

※幼稚園（4時間程度）については、満3歳（3歳になった日）から、保育園については、3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。

2. 給食費について

○現在の給食費（令和元年9月まで）

	認定こども園 (3~5歳) 1号認定	認定こども園・保育所 (3~5歳) 2号認定	認定こども園・保育所 (0~2歳) 3号認定
主食費 (ご飯など)	実費 1,000円	認定こども園：1,000円 保育所：ご飯持参	保育料に含まれる
副食費（おかず・おやつ）	実費 6,000円	保育料に含まれる	

今回の無償化により国の制度では、令和元年10月より実費負担となっていますが…

3歳~5歳クラスの子どもさんにかかる副食費については、10月からの保育料無償化により、保護者の実費負担となりますが、宿毛市では、子育て世代の負担軽減を目的として、市が負担することとしました。（※認定こども園については、園が一部を負担。）

この為、保護者の方から実費分を徴収することはありません。

○令和元年10月からの給食費

	認定こども園 (3~5歳) 1号認定	認定こども園・保育所 (3~5歳) 2号認定	認定こども園・保育所 (0~2歳) 3号認定
主食費 (ご飯など)	実費 1,000円	認定こども園：1,000円 保育所：ご飯持参	保育料に含まれる
副食費（おかず・おやつ）	宿毛市と園が負担	宿毛市が負担 ※認定こども園分は園が一部負担	

※主食につきましては、今までどおり、認定こども園は実費（1,000円）負担、保育園においては、ご飯を持参していただくようお願いします。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要**があります。
(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

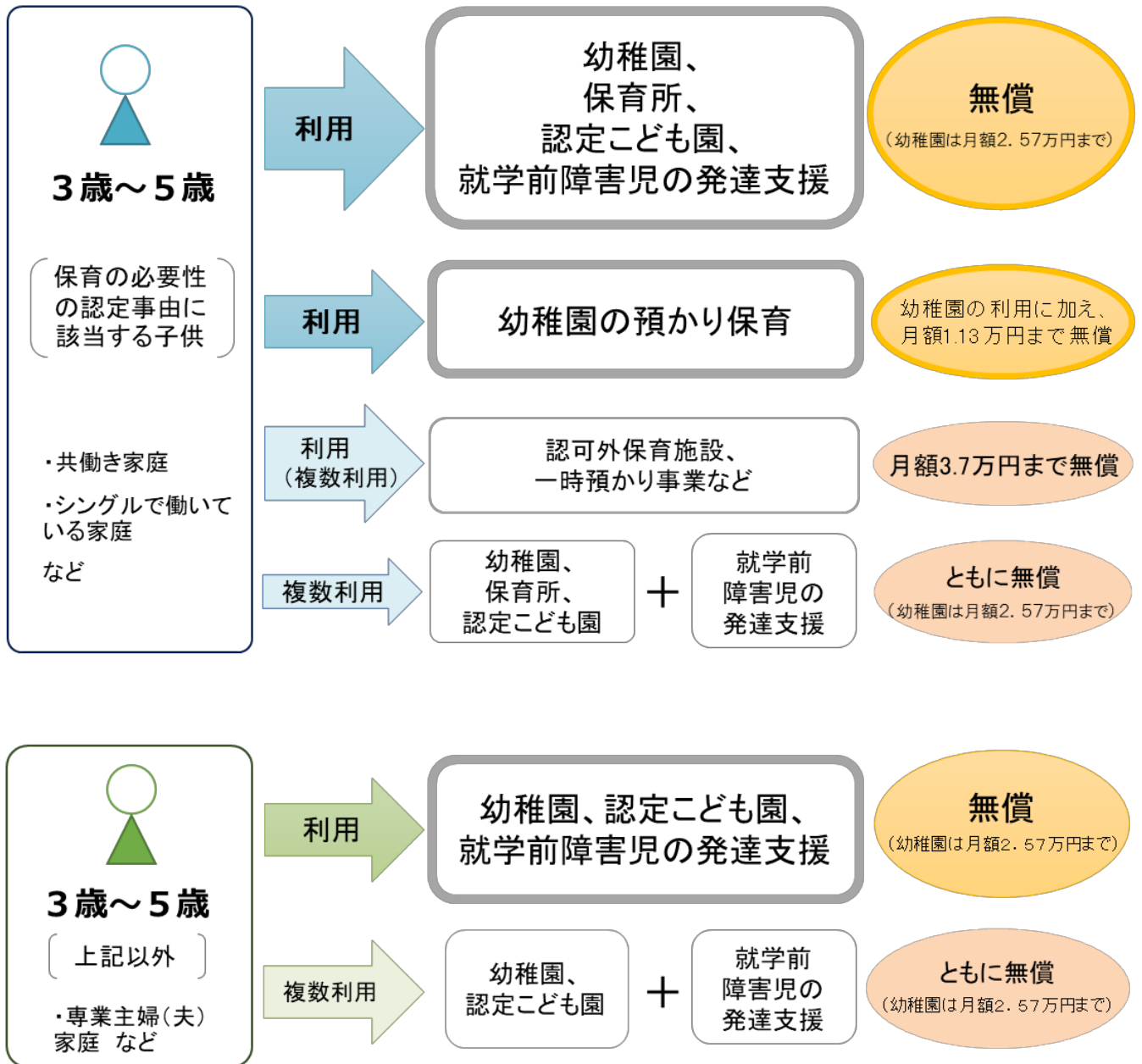
【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要**があります。
(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。
- **3歳から5歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

問い合わせ先 宿毛市福祉事務所子育て支援室保育係
0880-63-1114